

第4章 基本方針

1. 保存活用計画で示されている整備の方向性

保存活用計画で示される「保存活用の基本方針」及び「整備の方向性」の関係は以下のように整理される。これらの「整備の方向性」を基に整備の基本方針を示す。

『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』	
保存活用の基本方針	整備の方向性
a 地下に埋蔵されている遺構も含めた彦根城に関する各種の遺構や建造物の適切な保存と修復を図り、後世への確実な継承を目指す。	①彦根城跡の本質的価値に基づく整備を行う ②市民の精神的、文化的シンボルとなり、まちづくりの核として活かす整備を行う ③学校教育、社会教育や各種のレクリエーションなど多面的に活用されるような整備を目指す ④観光拠点として効果的な施設整備を行う ⑤世界を視野に入れ、可能なものについては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を行う
b 彦根城に関する遺構や建造物、さらにこれらと関連する古文書や古絵図等の歴史資料などについて、一層の学術的調査・研究を進めることにより、特別史跡指定地外も含めた広大な城郭跡の全体像把握に努め、歴史的資産としての本質的価値をより明確化する。	
c 彦根城跡を学校教育や社会教育活動において積極的に活用し、市民と行政の間で彦根城跡の本質的価値に関する認識の共有化を図る。	
d 保存・活用のために必要な場合には、適切な範囲について特別史跡への追加指定を行い、また土地公有化などの保護措置を講じて、彦根城跡の本質的価値の一体的な保存と活用を図る。	
e 歴史と伝統ある彦根ならではの歴史的・文化的都市づくりの核として、特別史跡を中心に、城下町に残された歴史的な景観や周辺の自然環境と調和した景観形成を目指す。	
f 彦根城の歴史と深く関わりながら形成され、保存されてきた特別史跡内の自然環境を彦根城跡と一体のものとして守り、活用しつつ、後世へ継承していくことを目指す。	
g 彦根城跡の本質的価値を活かした積極的な活用・整備を図り、歴史都市としての魅力を高めて多くの来訪者を国内外から招くことにより、彦根の活力あるまちづくりの核とする。	
h 各所有者と関係機関が彦根城跡の本質的価値について共通認識を持ち、連携を図りつつ特別史跡および周辺環境の保護に努める。また、市民と行政機関が適切な役割分担を行って、将来的に持続可能な特別史跡の保存と活用を行っていくための体制整備に努める。	
『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より転載	『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より転載

図：保存活用計画で示される「保存活用の基本方針」と「整備の方向性」の関係

2. 基本方針

(1) 全体方針

「整備の方向性」から示される、整備計画全体に関する方針は、以下のとおりである。

①現在に継承される近世城郭の姿が構築された江戸時代後期を目指す整備

(整備の方向性①③に該当)

江戸時代後期を特別史跡の整備の設定年代として、統一感のある整備を実施する。江戸時代後期は、発掘調査で確認し得る最上層の遺構面が概ね示す時期であり、「A：特別史跡の本質的価値を構成する諸要素」が存在した時期である。また、絵図等の資料も江戸時代後期ものが最も多く残る。

②「彦根城跡に関わる構成要素」の価値に応じた整備（整備の方向性①に該当）

第3章「2. 特別史跡の本質的価値と構成要素」の「(2) 特別史跡彦根城跡の本質的価値を構成する諸要素」で整理した「彦根城跡に関わる構成要素」A～Eの分類に応じて、次頁以降の要素ごとの整備方針を定める。

なお、本計画は特別史跡指定地内の構成要素に対して具体的な整備内容を示すものであるが、指定地外の構成要素も本質的価値の形成に重要な役割を果たしていることから、本計画内で基本的な整備の方向性を示す。「彦根城跡に関わる構成要素」で特別史跡指定地内に分布している要素はA及びB、特別史跡指定地外に分布している要素はC～Eである。

表：「彦根城跡に関わる構成要素」の整備方針設定の考え方

整備の対象となる要素	整備方針設定の考え方
特別史跡指定地の諸要素(AB)	江戸時代後期の姿を目指した保存整備と本質的価値に基づく、活用整備について、本計画で具体的な整備の実施内容を示す。
特別史跡指定地周辺の諸要素(CDE)	特別史跡指定地との一体的な保存整備や活用整備について本計画で目指すべき方向性を示す。整備の実施については関係諸機関や既存事業との調整を図る。

③より多くの市民や来城者への本質的価値の普及を目指す整備

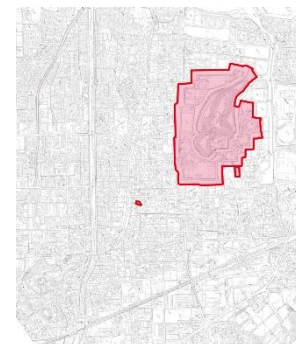
(整備の方向性②③④⑤に該当)

彦根城跡が市民の精神的、文化的シンボルとしてまちづくりの核となるように、国籍や年齢、障害の有無に関わらず、より多くの来城者が彦根城跡の本質的価値を享受でき、市民生活・観光・教育等においてより広く活用することができるような整備に努める。

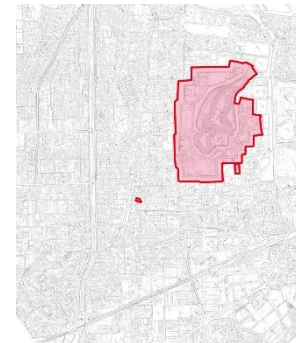
(2) 要素ごとの整備方針

表：特別史跡指定地の諸要素に対する整備方針

要素の分類	整備方針
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">特別史跡彦根城跡を構成する諸要素</p>	<p>江戸時代後期から存在した要素または江戸時代の姿に復元した要素であり、適切な現状保存と将来への継承を目的として、各要素の状態に応じて以下のように整備方針を定める。</p> <p>【保存整備】</p> <p>ア. 腐朽・欠損・改修等の箇所を有する諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間経過に伴い腐朽及び欠損した要素には、保存修理を実施する。保存修理の際には、江戸時代後期の姿への復元を図る。 ・調査等の成果に基づき、江戸時代後期の規模、材料、構造、デザイン等への復元が可能か検討する。 ・復元を図るための資料や条件が不十分である場合や、来城者や職員の安全上復元が適切でない場合は、変更部分を明示または記録し、可逆性のある工法を用いた上で、現代的な規模、材料、構造、デザイン等による整備を検討する。 ・近代以降に改変され、特別史跡の遺構保存や景観保全に悪影響を及ぼしている要素は、適切な工法による修復・復元を検討する。 <p>【活用整備】</p> <p>ア. 特別史跡の保存・活用のために整備が必要な諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、適切な工法による修復・復元を検討するが、来城者や職員の安全上、工作物等の付加が必要な場合は、可逆性のある工法を用いた上で、特別史跡の遺構及び景観を損ねない必要最低限の整備を検討する。
	<p>近代以降に設置された施設等であり、保存活用計画では「特別史跡の保存・活用に有効な諸要素」と「その他の諸要素」に区分されている。本計画では、「歴史的価値を有する諸要素」を加えた上で、各要素の特徴によって以下のように整備方針を定める。</p> <p>【保存整備】</p> <p>ア. 歴史的価値を有する諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を構成する要素以外の諸要素であっても、歴史的に価値がある要素は、現状保存と将来への継承を基本とし、「第3章 史跡等の概要及び現状と課題」の「6. 広域関連整備計画」で提示した事業等を用いて、各要素の価値や状態に応じた適切な保存修理方法等を検討する。 <p>【活用整備】</p> <p>ア. 歴史的価値を有する諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別史跡の遺構及び景観や、当該要素の歴史的価値を損ねない内容での整備を検討する。 <p>イ. 特別史跡の保存・活用に有効な諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定地内の適切な場所への再配置、設置数の増加・減少、特別史跡の遺構及び景観に配慮した構造・デザインへの変更、江戸時代後期の姿への統一等を図る。老朽化した要素は、今後の特別史跡の保存・活用に必要があれば更新し、なければ除去を検討する。 <p>ウ. その他の諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別史跡の遺構保存や景観保全に影響を及ぼしている要素は、指定地外への移築や除去を検討する。

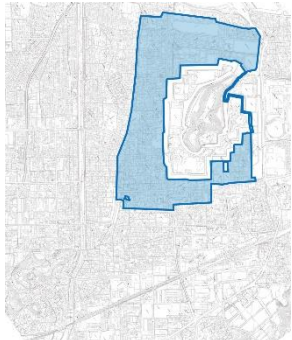
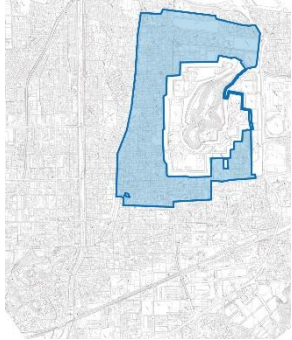
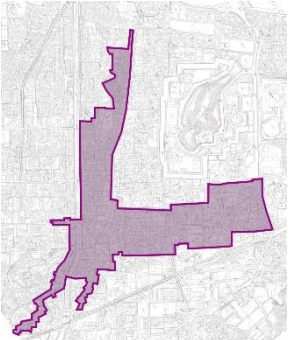


特別史跡彦根城跡を構成する諸要素が位置する範囲（特別史跡指定地内）



特別史跡彦根城跡を構成する諸要素が位置する範囲（特別史跡指定地内）

表：特別史跡指定地周辺の諸要素に対する整備方針

要素の分類	整備方針	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">彦根城跡の範囲の中で、特別史跡指定地以外に存在する諸要素</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">C：彦根城跡の本質的価値を構成する諸要素</p>	<p>江戸時代後期から存在した要素であるため、適切な現状保存と将来への継承を目的とし、以下のように整備方針を定める。</p> <p>【保存整備】</p> <p>ア. 腐朽・欠損・改修等の箇所を有する諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の事業による適切な修理等の実施によって、特別史跡と一体となるような彦根城跡の遺構の保存や景観の形成を目指す。 <p>【活用整備】</p> <p>ア. 特別史跡の保存・活用のために整備が必要な諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の事業によって、特別史跡と積極的に連携した公開活用を目指す。 <div style="text-align: right;">  <p>彦根城跡の範囲の中で、特別史跡指定地以外に存在する諸要素が位置する範囲（特別史跡指定地外）</p> </div>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">D：彦根城跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素</p>	<p>近代以降に設置された施設等であり、保存活用計画では「彦根城跡の保存・活用に有効な諸要素」と「その他の諸要素」に区分されている。本計画では、「歴史的価値を有する諸要素」を加えた上で、各要素の特徴によって以下のように整備方針を定める。</p> <p>【保存整備】</p> <p>ア. 歴史的価値を有する諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を構成する要素以外の諸要素であっても、歴史的に価値がある要素は、現状保存と将来への継承を基本とし、個別の事業によって、各要素の価値や状態に応じた適切な修理等の実施を目指す。 <p>【活用整備】</p> <p>ア. 歴史的価値を有する諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別史跡の遺構及び景観や、当該要素の歴史的価値を損ねない内容での整備を目指す。 <p>イ. 彦根城跡の保存・活用に有効な諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の文化財に関わる事業等によって、特別史跡と積極的に連携した公開活用を目指す。 <p>ウ. その他の諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・彦根城跡の遺構保存や景観保全に影響を及ぼしている要素は、その影響が少なくなるような方策を検討する。 <div style="text-align: right;">  <p>彦根城跡の範囲の中で、特別史跡指定地以外に存在する諸要素が位置する範囲（特別史跡指定地外）</p> </div>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">E：彦根城跡の外に存在するが、彦根城跡の本質的価値に関わる諸要素</p>	<p>彦根城に関連する遺構や建造物、地割等の要素であるため、適切な現状保存と将来への継承を目的とし、以下のように整備方針を定める。</p> <p>【保存整備】</p> <p>ア. 腐朽・欠損・改修等の箇所を有する諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の事業によって、適切な修理等の実施を目指す。 <p>【活用整備】</p> <p>ア. 特別史跡の保存・活用のために整備が必要な諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の事業によって、特別史跡と積極的に連携した公開活用を目指す。 <div style="text-align: right;">  <p>彦根城跡の外に存在するが、彦根城跡の本質的価値に関わる諸要素が位置する範囲（特別史跡指定地外）</p> </div>	